

児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業

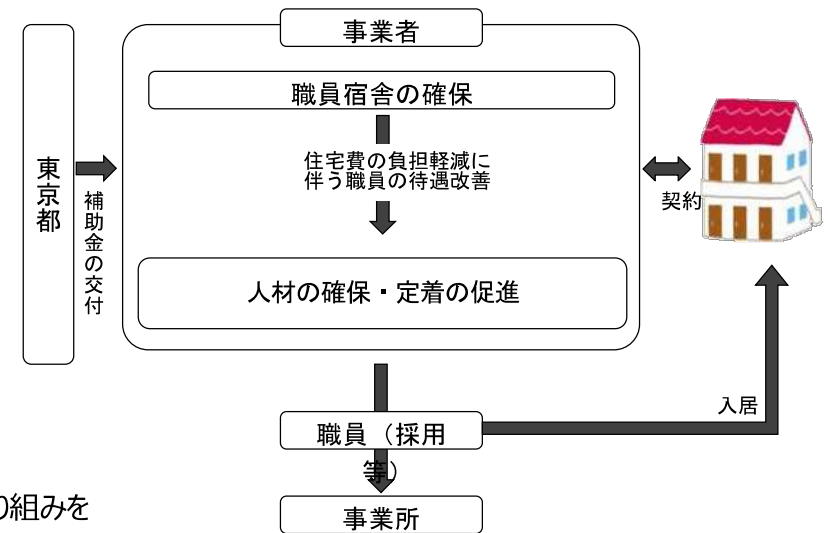
事業目的

職員宿舍の借り上げに必要な経費の一部を補助し児童養護施設等の職員の確保・定着を図る。

実施内容

- 対象事業所：
児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム
- 対象者：
以下の要件をすべて満たす者
(1)採用された日から起算して5年
(2)常勤及び常勤的非常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）の
直接処遇職員
- 基準額： 宿舍1戸あたり月額82,000円
- 負担割合： 都1/2、事業者1/2
(対象経費と基準額を比較し、少ない方の額に1/2を乗じた金額を助成)
- 補助要件：
キャリアパス及び情報公開(モデル賃金等のホームページ公表、財務情報の公表)の取り組みを行うこと。

事業スキーム



拡充内容（R6予算額：271,732千円）

- 1 対象者の拡大
直接処遇職員のみならず、**施設長、専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員）**等にも拡大
- 2 助成対象期間の拡大
採用された日から起算して**5年から10年**に拡大
- 3 補助率の拡充
一定要件（**宿舎は施設から10km圏内とすること、災害時の他施設児童の受入れ協力**）を満たした場合、**補助率を1/2から7/8**に拡充